

振動の規制に関する定めの一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>○振動の規制に関する定め 昭和五十三年一月三十一日告示第五十八号</p>	<p>○振動の規制に関する定め 昭和五十三年一月三十一日告示第五十八号</p>
<p>改正</p> <p>昭和六〇年 三月二〇日告示第二九一号            昭和六一年 四月 一日告示第三三三号            昭和六一年 六月二六日告示第五七四号            昭和六三年 四月 一日告示第四〇〇号            平成 四年 三月 五日告示第二五三号            平成 六年 三月一〇日告示第二三四号            平成一〇年 三月二四日告示第三五〇号            平成一一年 三月一八日告示第二六八号            平成一二年一月 一日告示第九八七号            平成一三年 六月二五日告示第五九七号            平成一五年 二月二八日告示第二六三号            平成一六年 三月 一日告示第二九三号            平成一六年 四月 一日告示第五二七号            平成一六年 四月三〇日告示第六六一号            平成一六年 九月三〇日告示第一一九二号            平成一七年 一月三一日告示第一一七号            平成一七年 二月 七日告示第一七二号            平成一七年 三月一七日告示第三三九号            平成一七年 三月二二日告示第三七七号            平成一七年 三月二八日告示第四二七号            平成一七年 三月三一日告示第四七六号            平成一七年 四月二五日告示第六〇八号            平成一七年一〇月三一日告示第一一六六号</p>	<p>改正</p> <p>昭和六〇年 三月二〇日告示第二九一号            昭和六一年 四月 一日告示第三三三号            昭和六一年 六月二六日告示第五七四号            昭和六三年 四月 一日告示第四〇〇号            平成 四年 三月 五日告示第二五三号            平成 六年 三月一〇日告示第二三四号            平成一〇年 三月二四日告示第三五〇号            平成一一年 三月一八日告示第二六八号            平成一二年一月 一日告示第九八七号            平成一三年 六月二五日告示第五九七号            平成一五年 二月二八日告示第二六三号            平成一六年 三月 一日告示第二九三号            平成一六年 四月 一日告示第五二七号            平成一六年 四月三〇日告示第六六一号            平成一六年 九月三〇日告示第一一九二号            平成一七年 一月三一日告示第一一七号            平成一七年 二月 七日告示第一七二号            平成一七年 三月一七日告示第三三九号            平成一七年 三月二二日告示第三七七号            平成一七年 三月二八日告示第四二七号            平成一七年 三月三一日告示第四七六号            平成一七年 四月二五日告示第六〇八号            平成一七年一〇月三一日告示第一一六六号</p>

改正後	改正前								
<p>平成一八年 一月一〇日告示第二号            平成一八年 二月二七日告示第一七五号            平成一八年 九月二八日告示第八五三号            平成二四年 三月三〇日告示第三一八号  <u>平成二七年 三月三一日告示第二五八号</u></p>	<p>平成一八年 一月一〇日告示第二号            平成一八年 二月二七日告示第一七五号            平成一八年 九月二八日告示第八五三号            平成二四年 三月三〇日告示第三一八号</p>								
<p>振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号。以下「法」という。）第三条第一項の規定による地域の指定、法第四条第一項の規定による規制基準の設定、振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号。以下「規則」という。）別表第一の付表の第一号の規定による区域の指定、規則別表第二の備考第一項の規定による区域の定め及び同備考第二項の規定による時間の定めを次のとおり行い、昭和五十三年三月一日から施行する。</p>	<p>振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号。以下「法」という。）第三条第一項の規定による地域の指定、法第四条第一項の規定による規制基準の設定、振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号。以下「規則」という。）別表第一の付表の第一号の規定による区域の指定、規則別表第二の備考第一項の規定による区域の定め及び同備考第二項の規定による時間の定めを次のとおり行い、昭和五十三年三月一日から施行する。</p>								
<p>一～二 （略）</p>	<p>一～二 （略）</p>								
<p>三 規則別表第一の付表の第一号の規定による区域の指定</p>	<p>三 規則別表第一の付表の第一号の規定による区域の指定</p>								
<p>次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる区域の範囲のとおりとする。</p>	<p>次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる区域の範囲のとおりとする。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 837 434 885">区分</th> <th data-bbox="434 837 1066 885">区域の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 885 434 1117">規則別表第一の付表の第一号イ、ロ及びハに該当する区域</td> <td data-bbox="434 885 1066 1117">別表第一の下欄に掲げる区域のうち昭和四十八年広島県告示第百七十一号(騒音の規制に関する定め)別表第一(以下「告示別表第一」という。)の区域の区分が第一種区域、第二種区域及び第三種区域に属する区域</td> </tr> </tbody> </table>	区分	区域の範囲	規則別表第一の付表の第一号イ、ロ及びハに該当する区域	別表第一の下欄に掲げる区域のうち昭和四十八年広島県告示第百七十一号(騒音の規制に関する定め)別表第一(以下「告示別表第一」という。)の区域の区分が第一種区域、第二種区域及び第三種区域に属する区域	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 837 1433 885">区分</th> <th data-bbox="1433 837 2065 885">区域の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 885 1433 1117">規則別表第一の付表の第一号イ、ロ及びハに該当する区域</td> <td data-bbox="1433 885 2065 1117">別表第一の下欄に掲げる区域のうち昭和四十八年広島県告示第百七十一号(騒音の規制に関する定め)別表第一(以下「告示別表第一」という。)の区域の区分が第一種区域、第二種区域及び第三種区域に属する区域</td> </tr> </tbody> </table>	区分	区域の範囲	規則別表第一の付表の第一号イ、ロ及びハに該当する区域	別表第一の下欄に掲げる区域のうち昭和四十八年広島県告示第百七十一号(騒音の規制に関する定め)別表第一(以下「告示別表第一」という。)の区域の区分が第一種区域、第二種区域及び第三種区域に属する区域
区分	区域の範囲								
規則別表第一の付表の第一号イ、ロ及びハに該当する区域	別表第一の下欄に掲げる区域のうち昭和四十八年広島県告示第百七十一号(騒音の規制に関する定め)別表第一(以下「告示別表第一」という。)の区域の区分が第一種区域、第二種区域及び第三種区域に属する区域								
区分	区域の範囲								
規則別表第一の付表の第一号イ、ロ及びハに該当する区域	別表第一の下欄に掲げる区域のうち昭和四十八年広島県告示第百七十一号(騒音の規制に関する定め)別表第一(以下「告示別表第一」という。)の区域の区分が第一種区域、第二種区域及び第三種区域に属する区域								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 1117 434 1436">規則別表第一の付表の第一号ニに該当する区域</td> <td data-bbox="434 1117 1066 1436">別表第一の下欄に掲げる区域のうち告示別表第一の区域の区分が第四種区域に属する区域であつて学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園</u>、児童福祉法（昭</td> </tr> </tbody> </table>	規則別表第一の付表の第一号ニに該当する区域	別表第一の下欄に掲げる区域のうち告示別表第一の区域の区分が第四種区域に属する区域であつて学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、 <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園</u> 、児童福祉法（昭	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 1117 1433 1436">規則別表第一の付表の第一号ニに該当する区域</td> <td data-bbox="1433 1117 2065 1436">別表第一の下欄に掲げる区域のうち告示別表第一の区域の区分が第四種区域に属する区域であつて学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第七条第一項</u>に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二</td> </tr> </tbody> </table>	規則別表第一の付表の第一号ニに該当する区域	別表第一の下欄に掲げる区域のうち告示別表第一の区域の区分が第四種区域に属する区域であつて学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号） <u>第七条第一項</u> に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二				
規則別表第一の付表の第一号ニに該当する区域	別表第一の下欄に掲げる区域のうち告示別表第一の区域の区分が第四種区域に属する区域であつて学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、 <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園</u> 、児童福祉法（昭								
規則別表第一の付表の第一号ニに該当する区域	別表第一の下欄に掲げる区域のうち告示別表第一の区域の区分が第四種区域に属する区域であつて学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号） <u>第七条第一項</u> に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二								

改正後		改正前	
	和二十二年法律第百六十四号) <u>第三十九条第一項</u> に規定する保育所、医療法(昭和三十二年法律第百五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和三十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲八〇メートルの区域		項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和三十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲八〇メートルの区域
四	(略)	四	(略)
	(昭和六〇年三月二〇日告示第二九一号) (昭和六一年四月一日告示第三三三号) 改正文(昭和六一年六月二六日告示第五七四号抄) 昭和六十一年六月二十七日から施行する。 (昭和六三年四月一日告示第四〇〇号) (平成四年三月五日告示第二五三号) 改正文(平成六年三月一〇日告示第二三四号抄) 平成六年四月一日から施行する。 改正文(平成一〇年三月二四日告示第三五〇号抄) 平成十年四月一日から施行する。 改正文(平成一一年三月一八日告示第二六八号抄) 平成十一年四月一日から施行する。 (平成一二年一月一日告示第九八七号) 改正文(平成一三年六月二五日告示第五九七号抄) 平成十三年六月二十五日から施行する。 改正文(平成一五年二月二八日告示第二六三号抄) 平成十五年三月一日から施行する。 (平成一六年三月一日告示第二九三号)		(昭和六〇年三月二〇日告示第二九一号) (昭和六一年四月一日告示第三三三号) 改正文(昭和六一年六月二六日告示第五七四号抄) 昭和六十一年六月二十七日から施行する。 (昭和六三年四月一日告示第四〇〇号) (平成四年三月五日告示第二五三号) 改正文(平成六年三月一〇日告示第二三四号抄) 平成六年四月一日から施行する。 改正文(平成一〇年三月二四日告示第三五〇号抄) 平成十年四月一日から施行する。 改正文(平成一一年三月一八日告示第二六八号抄) 平成十一年四月一日から施行する。 (平成一二年一月一日告示第九八七号) 改正文(平成一三年六月二五日告示第五九七号抄) 平成十三年六月二十五日から施行する。 改正文(平成一五年二月二八日告示第二六三号抄) 平成十五年三月一日から施行する。 (平成一六年三月一日告示第二九三号)

改正後	改正前
<p>(平成一六年四月一日告示第五二七号)  改正文(平成一六年四月三〇日告示第六六一号抄)  平成十六年四月一日から適用する。  改正文(平成一六年九月三〇日告示第一一九二号抄)  平成十六年十月一日から施行する。  改正文(平成一七年一月三十一日告示第一一七号抄)  平成十七年二月一日から施行する。  (平成一七年二月七日告示第一七二号)  改正文(平成一七年三月一七日告示第三三九号抄)  平成十七年三月二十日から施行する。  (平成一七年三月二二日告示第三七七号)  (平成一七年三月二八日告示第四二七号)  (平成一七年三月三十一日告示第四七六号)  (平成一七年四月二五日告示第六〇八号)  改正文(平成一七年一〇月三十一日告示第一一六六号抄)  平成十七年十一月三日から施行する。  (平成一八年一月一〇日告示第二号)  改正文(平成一八年二月二七日告示第一七五号抄)  平成十八年三月一日から施行する。  改正文(平成一八年九月二八日告示第八五三号抄)  平成十八年十月一日から施行する。  改正文(平成二四年三月三〇日告示第三一八号抄)  平成二十四年四月一日から施行する。  <u>改正文(平成二七年三月三十一日告示第二五八号抄)</u>  <u>平成二十七年四月一日から施行する。</u></p>	<p>(平成一六年四月一日告示第五二七号)  改正文(平成一六年四月三〇日告示第六六一号抄)  平成十六年四月一日から適用する。  改正文(平成一六年九月三〇日告示第一一九二号抄)  平成十六年十月一日から施行する。  改正文(平成一七年一月三十一日告示第一一七号抄)  平成十七年二月一日から施行する。  (平成一七年二月七日告示第一七二号)  改正文(平成一七年三月一七日告示第三三九号抄)  平成十七年三月二十日から施行する。  (平成一七年三月二二日告示第三七七号)  (平成一七年三月二八日告示第四二七号)  (平成一七年三月三十一日告示第四七六号)  (平成一七年四月二五日告示第六〇八号)  改正文(平成一七年一〇月三十一日告示第一一六六号抄)  平成十七年十一月三日から施行する。  (平成一八年一月一〇日告示第二号)  改正文(平成一八年二月二七日告示第一七五号抄)  平成十八年三月一日から施行する。  改正文(平成一八年九月二八日告示第八五三号抄)  平成十八年十月一日から施行する。  改正文(平成二四年三月三〇日告示第三一八号抄)  平成二十四年四月一日から施行する。</p>
別表 (略)	別表 (略)